

# 第2次高槻市自殺対策計画（素案）の概要

## 1 計画策定にあたって

### ■ 計画策定の趣旨

- ・国においては、令和4(2022)年10月に、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、女性や子ども・若者の自殺者増の背景から、女性に対する支援強化、こども家庭庁の自殺対策室設置等、体制の整備が進められています。
- ・このような状況を踏まえ、平成31(2019)年3月に策定した「高槻市自殺対策計画」を更に充実させ、本市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「第2次高槻市自殺対策計画」を策定します。

### ■ 計画の位置づけ

- ・自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、本市における自殺対策推進の基本的な計画となるものです。
- ・「自殺総合対策大綱」、「大阪府自殺対策計画」等の内容を踏まえつつ、「第6次高槻市総合計画」における自殺対策を具体化する計画として、関連する他の計画との整合性を図ります。

### ■ 計画期間

- ・令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。

## 2 自殺対策の取組（施策体系）

基本理念：「支え合おう ころるといのち」  
～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す～

### 基本認識

- (1) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- (2) 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、市全体で対策を推進する

### 基本的な方針

- (1) 生きることの包括的な支援として取り組む
- (2) 一人ひとりの問題として取り組む
- (3) 社会的要因を踏まえて取り組む
- (4) 事前対応、危機対応、事後対応ごとに取り組む
- (5) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む
- (6) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (7) 関係機関・団体等との連携・協働を推進する

### 重点施策

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 重点施策1 | 市民のこころの健康づくりを進める            |
| 重点施策2 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す          |
| 重点施策3 | 社会的な取組で自殺を防ぐ                |
| 重点施策4 | 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る     |
| 重点施策5 | 適切な精神科医療を受けられるようにする         |
| 重点施策6 | 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ            |
| 重点施策7 | 遺された人の支援を充実する               |
| 重点施策8 | 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する |
| 重点施策9 | 子ども・若者の自殺対策を推進する            |

数値目標：自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）  
12.0以下（令和8～10年平均値）

## 3 計画の推進と評価

### ■ 計画の進捗管理

- ・「高槻市自殺対策連絡協議会」及び「高槻市自殺対策計画推進本部会議」を中心に、行政、地域、関係機関・団体が連携しながら計画を推進します。
- ・計画の進行管理については、PDCAサイクルを通じて点検・検証し、適切な進捗管理を行うとともに、市ホームページで公開します。